

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果 結果公示の備考

- ・提出された意見を踏まえて修正を実施しました（無線設備規則第 49 条の 20 第 3 号、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 2 条第 1 項及び別表第 2 号並びに平成 27 年総務省告示第 438 号第 3 項）。
- ・用語・規定の整理、条項の移動など、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を実施しました（無線設備規則第 49 条の 20 第 4 号、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 2 条第 2 項及び平成 19 年総務省告示第 48 号第 3 項）。
- ・「電気通信事業法第 52 条第 1 項に定める技術基準に相当する技術基準を定める件の一部を改正する件」は、平成 27 年総務省告示第 437 号（電波法第 4 条第 3 項の規定に基づき電波法第 3 章に定める技術基準に相当する基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件）の改正に伴い、必要とされる規定の整理を行うものであり、「電気通信事業法第 52 条第 1 項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件の一部を改正する件」は、令和元年総務省告示第 263 号（電波法第 4 条の 2 第 7 項の規定に基づく同条第 2 項の同法第 3 章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件）の改正に伴い、必要とされる規定の整理を行うものであり、いずれも行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見の募集は行わず、併せて結果の公示を行うものです。